

諮問庁(警察庁長官)の「理由説明書」への反論

2019年4月10日

情報公開・個人情報保護審査会御中

近藤ゆり子

「諮問番号：平成31年（行情）諮問第220号」の事件で、諮問庁（警察庁長官）から黄審査会に提出された「理由説明書」に対して反論する。

なお、この反論は、審査請求書で述べた「理由」を補充するものであって、審査請求書で述べた「理由」の内容を変更するものではない。

なお、以下の文中の「太字」部分は第189回国会参議院内閣委員会の議事録からの引用、《 》内は「理由説明書」からの引用である。

1. 国会答弁から

諮問庁は、4（1）において、《国家公安委員長等の答弁は、本件対象文書の存在を明らかにしているものではない》という。確かに「文書の存在」には言及していないが、文書の存在なくしてこのような答弁が成り立つのであろうか。

警察庁は、岐阜県警からの「**報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っ**」たのである。岐阜県警からの報告が文書(メモを含む)でないとしたら、報告はすべて口頭で行われ、耳で聞いた言葉の記憶だけ、即ち伝聞だけで行われたというのか？

伝聞の記憶だけで「**事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応**」を大臣に報告するなどということが、ありうるのであろうか？ 大臣は「**警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っているものと報告を受けている**」と述べている。岐阜県警からの口頭の報告（電話なのか？）を、警察庁の誰かがメモもとらずに聞いただけで、警察庁は「**警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っている**」と判断したというのか？ 大臣（国家公安委員長）は、メモさえもない報告による“判断”で良しとしたのか？

そうだとしたら、警察庁から国家公安委員長への報告というのは、裏長屋の井戸端

会議以下のレベルだということになる。それとも、そもそも警察庁が「白」といえば「白」、「黒」といえば「黒」と鵜呑みにすることになっているのだから、国家公安委員長は報告内容も判断の根拠の説明も聞く必要はなく、警察庁も判断の根拠など説明する気もない、電話を受けた警察庁の担当者の“判断”で済ませてしまう、ということなのか。皮肉を込めて、それが実態なのかもしれない。しかしそんなことを不開示の理由として、国民に向かって言うことではあるまい。

岐阜県警からの報告につき、何らかの文書が存在することは間違いない。警察庁は文書による報告を複数の目で見ても「**警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っている**」と判断したはずだ（この判断結果には審査請求人は同意しないが）。

《国家公安委員長等の答弁は、本件対象文書の存在を明らかにしているものではない》などと、理由にもならない理由を述べることを、いやしくも法を扱う国家公務員として恥じるべきだ。

2. “一見明白”な論理破綻

4（2）で、諮問庁は、法第5条第4号及び第6号について《警察が、いつ、どこで、誰に対して、どのような情報収集活動を行っているかという情報は、警察が行う情報集能力、分析能力等を明らかにすることが可能なものである。仮にこのような情報が公にされれば、情報収集活動の対象となりうる個人または団体がこれを研究・分析することにより、対抗措置を講ずることで犯罪を敢行することが可能となるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、警察が行う今後の情報収集活動に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある》と述べている。

ところが警察庁自身が、第189回国会参議院内閣委員会で、委員の質問が“シーテック社と大垣警察署員の面会”の場面を問題にしていることを承知した上で、「本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておりまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。」「面会した警備課長は二人おりまして、一人は阪上壽秋警部、もう一人は横山裕之警部、両方大垣署の警備課長でございます。」

「朝日新聞の報道については承知しておりまして、今委員が御指摘した日にちについては承知しておりますけれども、いつ会ったか、何回会ったかということにつきましては、それを申し上げますと、会っている頻度とか回数が分かるということで、それについて警察の関心度合いとかそういうことが分かるということで、今後の活動に差し支えるということですので、説明は、お答えは差し控えさせていただきたい」「面会した警備課長は二人おりまして、一人は阪上壽秋警部、もう一人は横山裕之警部、

両方大垣署の警備課長でございます。」と答弁している。中部電力子会社である株式会社シーテックの社員と大垣警察署警備課長らが面会したこと、面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について報告を受けたと述べている。つまり《特定の警察署と特定の法人が発電施設建設を巡って情報交換していた》ことにつき、“説明は、お答えは差し控えさせていただきたい”という割には、かなり具体的に公の場で述べているのだ。

さらに「議事録に記載されている業務というのはちょっと分かりかねますが、通常行われている業務というのを御説明申し上げますと、一般に警察は、管内における各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性につきまして、つまり各種事業というのはそういう風力発電事業でありますとか道路工事の事業とか様々な事業があると思えますけれども、そういう各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有しております、そういう意味で、必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。そういうことが通常行っている警察の業務の一環だということでございます。」と、本件事案以外の”一般論“まで話を広げて、警察の関心の対象を述べている。

すべてを不開示にしなければならない、というなら、上記のようなこと国会という公の場で述べることも《公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある》ということになり、警察庁警備局長・高橋清孝氏の答弁は問題視されねばならないはずだが、警察庁はそういう判断はしていない。高橋清孝氏は、この国会答弁の後、間もなく警視総監に昇進している。

諮問庁は、さらに続けて、第8条該当性について《この点、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の警察署と特定の法人が発電施設建設を巡って情報交換していたか否かという情報が明らかになる》と述べている。

上述のように《特定の警察署と特定の法人が発電施設建設を巡って情報交換していた》と認めて、警察庁警備局長・高橋清孝氏は答弁しているのである。自ら「情報の存在」を公にしておきながら、《本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の警察署と特定の法人が発電施設建設を巡って情報交換していたか否かという情報が明らかになる》から存否応答拒否だと言う。

一見明白に論理が破綻している。警察庁というのは、かくもお粗末な機関なのか。そして貴審査会はこのような稚拙で、低レベルな“論理”を認めてしまうのであろうか。もしそうであれば、いったい何のために？ 情報公開法の本来の趣旨を、無理矢理捻じ曲げてでも「守る」ものは何なのであろうか。

3. 情報公開法は文書の公開を原則としている

情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法）は、第一条で「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と定めている。そして警察庁もこの法律が適用される機関である。「警察には秘密がつきものだから、適用外」ではない。

不開示情報に関して定めた第五条も「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」とあり、原則は「開示しなければならない」のであって、例外的に不開示を許容しているにすぎない。「少しでも第五条の各号に引っかかりそうだったら、不開示にせよ」と不開示を勧奨しているものではない。原則を外れて例外的に不開示とするなら、その不開示に関する判断は、個別具体的に、丁寧になされなくてはならない。

ところが、本件では、諮問庁である警察庁自らが、国会答弁で当該情報の存在を、縷々口にしていながら《本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の警察署と特定の法人が発電施設建設を巡って情報交換していたか否かという情報が明らかになる》などという。

つまりは「警察の情報、とりわけ警備公安の情報は不開示、かつ存否応答とする」という、警察庁独自の（＝法を逸脱した）「原則」を固守したいだけではないのか？ そんな「原則」は認めてはならない。行政機関は情報を外部（国民）に出しながらない傾向にあるからこそ、情報公開法が法律として定められているのだ。とかく処分庁は情報公開法を潜脱したいという誘惑に駆られがちであるからこそ、情報公開・個人情報保護審査会が設けられ、不開示に関して厳正に審査するというのが法の趣旨であろう。

今般の「理由説明書」は、箸にも棒にもかからないほど酷い、滅茶苦茶なものである。諮問庁のかくも酷い「理由」を認容するのであれば、貴審査会の存在意義が、ひいては「行政機関の保有する情報の公開に関する法」の存在意義が疑われる。

貴審査会が、ごく普通の常識を発揮して、真つ当な判断をされることを心から願う次第である。

以上